

高知県食品加工業継続支援事業費補助金の概要

◀地産地消・外商課▶

18,000千円（既計上予算対応）

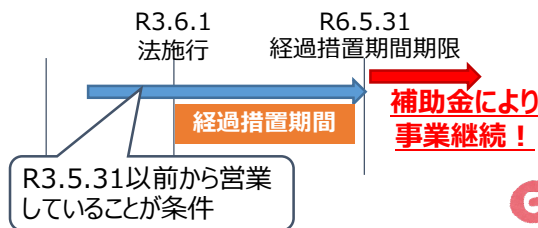
- 全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等を新たな営業許可業種に位置づけ。
新たに営業許可業種となった事業者が、事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要。
- 県内の市町村において、事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備や機器の導入等に係る費用を支援する際、県も協調して支援することで、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守る。

補助金の概要

事業イメージ

- 補助先：市町村
- 事業実施主体：事業者、市町村
- 補助率：市町村が負担した金額の1/2以内
- 補助上限額：
個別施設 500千円/件
共同施設 1,000千円/件
※補助下限額 50千円/件
- 補助対象：
営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備及び改修、機器導入等に係る経費
- 補助要件：
新設された営業許可6業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること
※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く
- 補助対象期間：
令和6年1月29日～12月31日（繰越予定）

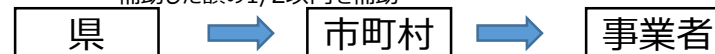
- (1) **自宅で漬物を製造**する事業者に対して、営業許可の取得に必要な専用調理場の整備費を支援
- (2) 魚の干物を製造する事業者に対して、営業許可の取得に必要な機器導入費を支援
- (3) **地域住民が共同で漬物を製造**するため、営業許可の取得に必要な公民館等(市町村所有)の改修費を支援(この場合、事業者主体は市町村も可)



補助スキーム

事業実施主体が事業者の場合

市町村が事業者に補助した額の1/2以内を補助 市町村補助金



事業実施主体が市町村の場合

補助率1/2以内

